

習志野市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、習志野市の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、習志野市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定により、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

（協議会における協議が調った事項に係る軽微な変更事項）

第2条の2

協議会は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については書面による協議を行うことができる。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 習志野市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は想定される自家用有償旅客運送の利用者の代表
- (4) 関東運輸局長若しくは千葉運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する

団体

(6) 市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(7) 社会福祉協議会の代表

(8) 学識経験者その他市長が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会は、会長が招集し、議長となる。

7 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

8 協議会は、第2条に規定する協議事項が軽微なものである場合又は委員の召集が困難である場合等やむを得ない事情がある場合は、開催に代えて書面により協議することができるものとする。

9 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、前条第6号に規定する構成員は、第2条第1号に規定する事項のうち、自己の利害に関する議事に加わることができない。

10 協議会の構成員は、地域福祉の向上及び地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

11 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った場合は、申請者は速やかに千葉運輸支局へ申請を行うものとする。

(連絡・通報窓口)

- 第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するため、次の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

習志野市役所健康福祉部健康福祉政策課

連絡先：電 話 0 4 7 - 4 5 1 - 1 1 5 1 内線 2 0 9 ・ 2 1 3

F A X 0 4 7 - 4 5 3 - 1 5 4 7

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(習志野市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

- 2 習志野市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成17年告示第258号)は、廃止する。

(習志野市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の習志野市福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条の規定により委嘱されている委員については、第3条の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則 (平成19年11月28日)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この告示は、公示の日から施行する。